(抄) 新旧対照条文

	し、三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルア
アミン(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤	アミン(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤。ただ
四の五 三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシル	四の五 三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシル
一〜四の四 (略)	一〜四の四(略)
指定する。ただし、毒物であるものを除く。	指定する。ただし、毒物であるものを除く。
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に
(劇物)	(劇物)
二十五~三十一 (略)	二十五~三十一 (略)
二十四の四(略)	二十四の五(略)
	その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
	二十四の四 一一(四一フルオロフエニル)プロパン―二―アミン、
七~二十四の三 (略)	七〜二十四の三 (略)
六の三~六の八(略)	六の四~六の九(略)
	製剤
	六の三 三―クロロ―一・二―プロパンジオール及びこれを含有する
一〜六の二 (略)	一〜六の二 (略)
号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。
第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八	第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八
(毒物)	(毒物)
改正前	改 正 後
(傍線の部分は改正部分)	

三 (二日) ―イリデン] ―二― (二―メチルフエニル) ― (139) (略) (139) (略) (I) (略) (I) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	129) (119) (128) (11 (2) -	一・六―ジエンニトリル及びこれを含有す	有する製剤 (110) (略)	(1)〜(83) (略)
(126) (135) (略)	(116) (125) (略)	(110) (115) (略)	(84) (109) (略)	(1~83) (略)

2 百の 百 百 五十五~百の十 五十四の三 二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―一―ベンゾフラ 除く。 名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二―ジ 及びこれらのいずれかを含有する製剤 エナモイル〕 N-(ニーエトキシカルボ メチル―二・三―ジヒドロ ン―七―イル=N― [N― (二―エトキシカルボニルエチル) 略 ~百九 + イソプロピルスルフエナモイル」 十二~百の十七 〜(160)| 〜Nリル及びこれを含有する製剤 五―メトキシ―N -メチルデカンニトリ ·N―メチル 略 (略) 略 カル ———ベンゾフラン—七—イル=N— ニルエチル) ―N―イソプロピルスル Ņ 及びこれを含有する製剤 バマート六%以下を含有するもの ジメチル ―N―メチルカルバマート トリ その | N 塩類 (別 を 2 三 十(156) | 三 (5 (163) | 百の 五十四の三 二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ 百 五十五~百の十 名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。 (136) N- (ニーエトキシカルボニルエチル) メチル―二・三―ジヒドロ―一―ベンゾフラン―七―イル=N― ―イソプロピルスルフエナモイル〕 ン―七―イル=N― [N― (二―エトキシカルボ エナモイル] — ~百九 略 (155) + ~百の十六 五十四の二 略 略 略 N-メチル (略 (略) (略) カル マート ―N―メチル -N-イソプロピル 一%以下を含有するもの ただし、二・二一ジ カルバ ニルエチル) ―一―ベンゾフラ 7 スル 別 Ń